

## 令和8年度岩倉市特定健診等受診勧奨委託業務公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、令和8年度岩倉市特定健診等受診勧奨委託業務（以下「本業務」という。）について、岩倉市が実施する公募型プロポーザルに参加しようとする事業者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### 1 実施目的

公募型プロポーザルにより業務実施能力等の審査を行い、最も本業務の遂行に適格と判断される事業者を選定することを目的とする。

### 2 事業者の選定方法

岩倉市が公募による事業者から提出された企画提案書等を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

### 3 本業務の概要

#### (1) 業務内容

別紙1「岩倉市特定健診等受診勧奨委託業務仕様書」のとおり

#### (2) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 4 提案上限額（消費税及び地方消費税額を含む。）

#### (1) 特定健康診査・人間ドック費用助成分

4,500,000円

#### (2) 後期高齢者医療健康診査分

2,300,000円

※上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

### 5 委託者

岩倉市長 久保田 桂朗

### 6 参加資格

プロポーザルに参加しようとする事業者は、以下の要件を満たす者とする。

(1) 契約締結までの間に令和8・9年度の岩倉市の入札参加資格（物件又は製造、業務委託）を有するものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 本プロポーザル実施の参加意思確認書の提出から委託契約期間締結日までのいずれの日においても、岩倉市指名停止取扱要領の規定に基づく指名停止措置期間のないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、再生計画の認可が決定し、または再計画の認可の決定が確定したものを除く。）ではないこと。

(5) 岩倉市暴力団排除条例（平成24年岩倉市条例第22号）第2条第1号及び第2号に該当しないこと。

- (6) 過去5年間（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）に、他市町村で特定健診受診勧奨業務若しくは、特定健診に係る同様業務を受託した実績があること。
- (7) ISO/IEC 27001（JISQ27001）の認証を受けていること。または、一般社団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークを取得していること。

## 7 契約方法

契約の締結は、プロポーザルで選定された優先交渉事業者と岩倉市の間で協議を行い、協議が成立した場合に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約の方法で本業務にかかる委託契約を締結する。なお、企画提案内容（見積金額を含む。）によっては、そのままの契約内容となるとは限らない。

契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約の締結をしないことがある。優先交渉事業者と契約が整わなかった場合は、次点とされた事業者と協議を行う。

### (1) 費用の支払い

岩倉市の検査を経て、受託事業者の請求に基づき支払うものとする。

### (2) 費用の分担

受託事業者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に全て含まれるものとし、岩倉市は、契約金額以外の費用を負担しない。

## 8 参加意思表示

プロポーザルに参加する場合は、企画提案書、見積書等必要書類の提出意思を、様式1「参加意思確認書」により令和8年4月24日（金）午後5時までに岩倉市市民協働部市民窓口課あてに郵送又は持参し回答すること（期限必着）。

## 9 企画提案書等の提出・作成方法等

### (1) 提出書類

- ・企画提案書等の提出について（様式2）
- ・企画提案書（任意様式）  
会社概要（様式3）、直近5年の受診勧奨業務実績（様式4）とともに提出すること。
- ・見積書（任意様式）

### (2) 作成方法

企画提案書に関する事項及び見積書に関する事項は、別紙2「企画提案書等作成要領」のとおり。

### (3) 提出期限

令和8年5月13日（水）午後5時まで

### (4) 提出方法

郵送又は持参（提出期限必着）

### (5) 提出先

岩倉市市民協働部市民窓口課

### (6) 提出部数

原本1部、写し9部

## 10 選定日程（予定）

事業者選定までの事務手順は、次のとおりとする。

なお、審査日等の日程が変更になる場合は、岩倉市から提案事業者に連絡をする。

(1) 募集開始	令和8年4月13日(月)
(2) 参加意思提出期限	令和8年4月24日(金) 午後5時
(3) 質問書の提出期限	令和8年4月27日(月) 午後5時
(4) 質問に対する回答	令和8年5月1日(金)
(5) 企画提案書類等の提出期限	令和8年5月13日(水) 午後5時
(6) 選定委員会による書類審査	令和8年5月27日(水)
(7) 審査結果通知	令和8年5月29日(金)
(8) 契約締結	令和8年6月上旬頃

## 11 質疑

本業務に関する質疑については質問書（任意様式）により提出すること。

### (1) 提出期間

募集開始から令和8年4月27日(月)午後5時まで

### (2) 提出方法及び提出先

件名を「岩倉市特定健診等受診勧奨委託業務」とし、事業者名、担当者氏名、連絡先（所属・電話番号等）を明記した上で、下記担当までEメールにより提出すること。

### (3) 質問への回答

令和8年5月1日(金)までに、Eメールにより提出意思のある全事業者にまとめて回答する。

## 12 選定方法・基準

### (1) 優先交渉事業者の選定

選定委員会による書類審査（プレゼンテーションによる審査は実施しない）により優先交渉事業者を決定する。

### (2) 審査方法

提出された企画提案書等の内容について審査する。

各選定委員の評価点の合計を総合評価点として、総合評価点の最も高い者を優先交渉事業者とし、総合評価点が2番目に高い者を第2位優先交渉事業者とする。ただし、優先交渉事業者及び第2位優先交渉事業者とするのは、総合評価点が7割以上の場合に限る。また、総合評価点の同じ者が複数ある場合は、各選定委員の多数決で決定するものとする。

なお、申込者が1者だった場合は、総合評価点が7割未満の場合を除き、優先交渉事業者とする。

### (3) 審査基準

審査にあたっては、別紙3「岩倉市特定健診等受診勧奨委託業務公募型プロポーザル審査基準」を基に評価し、審査を行う。

## 13 選定結果の通知

企画提案のあった全事業者に対し、令和8年5月29日(金)に書面により選定結果を郵送にて通知する。

#### 14 提案の無効に関する事項

次の各号の一つ以上に該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 提出物に虚偽の記載があるとき。
- (2) 別紙2「企画提案書等作成要領」に適合しないとき。
- (3) 自己のほか、他の代表者を兼ねて提案したとき。
- (4) 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- (5) その他、岩倉市が指示した事項及び本提案に関する条件に違反したとき。

#### 15 その他

- (1) このプロポーザルに参加するためにかかる費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された書類及び電子データは、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製をすることがある。
- (4) 提出された書類以外に審査に必要な書類の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書等の提出は1事業者につき、一つ限りとする。
- (6) 提案募集に参加する者は、優先交渉事業者決定後において、本実施要領の内容について、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (7) 提出された提案書の著作権は、提案の採否に関わらず、提案書を提出した事業者に帰属する。ただし、岩倉市が公表等に必要と判断した場合は無償で使用及び修正する権利を持つものとし、提案書を提出した事業者は、著作者人格権を主張しないものとする。  
なお、提出書類は、本業務以外の目的で使用することはないが、提案書は「岩倉市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となるため、提出される書類において、法人に関する情報に該当するものには、その旨を明記し、該当部分を明らかにすること。
- (8) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については岩倉市が定める。

**【担当】** 岩倉市市民協働部市民窓口課（櫻井・伊藤・横井）  
〒482-8686 岩倉市栄町一丁目66番地  
TEL 0587-38-5833（直通）  
FAX 0587-66-6100  
E-mail [shiminmadoguchi@city.iwakura.lg.jp](mailto:shiminmadoguchi@city.iwakura.lg.jp)